

## 岩手の林業普及の歩み

### 林業普及をめぐる主な動き

- 昭和24年(制度発足)
  - ・林野庁指導部に研究普及課を設置し、普及指導事業発足
- 昭和25年(事業開始)
  - ・本県では林務部治山課普及係に4専門項目(利用、経営、防災、造林)8人の林業専門技術普及員を、地方事務所山林課に地区林業技術普及員20人を配置
  - ・林業専門技術普及員8人は林政課普及係に、地区林業技術員12人は地方事務所と林産物検査所に8人を配置
- 昭和28年(「林業改良普及事業」期)
  - ・普及事業の指針(5つのスローガン)
    - ①農山村に科学を導入する
    - ②農山村民に役立つ教育をする
    - ③青少年活動を育成する
    - ④農山村民の生活を向上させる
    - ⑤試験研究機関と常に一体である(技術の伝達に教育の色彩加わる)
  - ・「みどりの自転車」を配備し機動的普及活動を展開
- 昭和30年
  - ・岩手県林業改良普及協会「岩手の林業」創刊
- 昭和34年
  - ・34年から38年にかけ580戸に「農家林經營改善計画」指導
- 昭和39年
  - ・普及手当の支給開始
  - ・県林業試験場滝沢村に移転
  - ・県庁新庁舎落成
- 昭和40年
  - ・シイタケの生産拡大するために林業改良指導員を育成【昭和49年~5年間】
  - ・第25回全国植樹祭が松尾村「県民の森」で開催
- 昭和54年
  - ・専門林業改良指導員は課長補佐を、主任林業改良指導員は係長を兼務
  - ・第8回全国育樹祭が松尾村「県民の森」で開催
- 平成元年
  - ・全ての林業改良指導員は地方振興局と林務事務所に集合配置
  - ・林業技術センター矢巾町煙山に開所
- 平成5年
  - ・林業専門技術員は林業技術センターへ配置、
  - ・県林業普及指導事業50周年記念式典
- 平成11年
  - ・森林法改正により林業専門技術員、林業改良指導員を一元化し「林業普及指導員」とする(17年4月施行)
- 平成12年
  - ・新たな普及指導事業開始、広域普及区(流域を単位)、一部専任制等
- 平成16年
  - ・森林法改正により林業専門技術員、林業改良指導員を一元化し「林業普及指導員」とする(17年4月施行)
  - ・新たな普及指導事業開始、広域普及区(流域を単位)、一部専任制等
- 平成18年
  - ・新たな普及指導事業開始、広域普及区(流域を単位)、一部専任制等

林業技術センター  
普及班便り  
(第5回目)

## 岩手の林業創刊 600号を契機に 普及事業を展望する

### 一はじめに

(社)県林業改良普及協会の機関紙「岩手の林業」は、毎月県民に森林・林業に関する情報ソース誌として昭和31年創刊されて今月号で600号の節目を迎えた。

普及事業も昭和25年開始以来、林家等に情報提供や知識・技術を普及・指導することを目的とし、本誌ともに本県林業振興に重要な役割を果してきました。

現在ではPCで瞬時に、何処にいても各種情報を得ることが出来る大

手先の技術指導に終わってはならない。行政が提示している当面する普及事業の重点課題を総花的に指導するのではなく、地域や林家のより具体的な緊急課題に対処することである。効率的普及活動の展開を図るために、数字にあらわれない林家のニーズや地域の人間関係を的確にとらえ調整することが重要である。

活動理念を簡単に少し硬い表現を使うと前述のとおりである。

**四 普及員は口マンチスト**  
林家は誰でも林業口マンを持つている。その口マンを引き出し、共に追求し、実現に向け支援する仕事が普及事業である。そのためには普及指導員のもつ考え方、人柄、人間性

に進み、普及事業の良き精神と伝統の継承が円滑に行われていくのか懸念されるむきもないではない。普及活動は、単なる情報提供や小

私見であるが、普及事業は「おせつかいな仕事」をする業務であると思ふ。顧客である林家は、単なる情報を得るためにあれば情報誌や現在ではPC一台あれば良いことで普及事業は不要である。

普及指導員は林家に対し「あなたの山はこうあるべきだ」とあるべき姿を提示しなければならない。林家に言わせるといふら普及指導員でも素性が知れない他人に指示される事に最初は心良く思わないものだ。

**五 林家と共にある普及事業**  
自らが普及事業に対して正しい認識を持つこと、林家と地域に根ざした普及活動の展開が普及事業の信頼につながり、条件がいかに変わろうとも、普及指導員が地域に根ざして林家と共にある限り普及事業は不滅であり、普及活動に終着駅はないものと考える。

林業技術センター  
首席林業普及指導員  
吉田眞人